

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和7年2月12日(2025.2.12)

【国際公開番号】WO2024/116393

【出願番号】特願2024-561116(P2024-561116)

【国際特許分類】

H 0 1 M 5 0 / 5 6 2 ( 2 0 2 1 . 0 1 )

H 0 1 M 5 0 / 5 6 6 ( 2 0 2 1 . 0 1 )

H 0 1 M 5 0 / 5 1 6 ( 2 0 2 1 . 0 1 )

H 0 1 M 5 0 / 5 6 7 ( 2 0 2 1 . 0 1 )

H 0 1 M 5 0 / 5 2 2 ( 2 0 2 1 . 0 1 )

H 0 1 M 5 0 / 5 0 5 ( 2 0 2 1 . 0 1 )

H 0 1 M 5 0 / 5 0 3 ( 2 0 2 1 . 0 1 )

H 0 1 M 5 0 / 5 5 3 ( 2 0 2 1 . 0 1 )

10

【 F I 】

H 0 1 M 5 0 / 5 6 2

H 0 1 M 5 0 / 5 6 6

H 0 1 M 5 0 / 5 1 6

H 0 1 M 5 0 / 5 6 7

H 0 1 M 5 0 / 5 2 2

H 0 1 M 5 0 / 5 0 5

H 0 1 M 5 0 / 5 0 3

H 0 1 M 5 0 / 5 5 3

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月21日(2024.11.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電池の充放電体と電氣的に接続され、第1の金属を含む第1部材と、  
前記第1部材が挿入された第1の挿入部を備え、前記第1部材と接合され、前記第1の金属を含む第2部材と、

前記第1部材が挿入された第2の挿入部を備え、前記第2部材と接合され、前記第1の金属とは異なる材質の第2の金属を含む第3部材と、  
を有し、

40

前記第3部材は、一の前記電池と他の前記電池とを電氣的に接続し前記第2の金属を含む導通部材との対向面において、前記導通部材と接合され、

前記第1部材と前記第3部材とは、前記対向面の側において、隣り合っている、  
電極端子。

【請求項2】

前記第1部材と前記第2部材とは、レーザー接合されている、  
請求項1に記載の電極端子。

【請求項3】

前記第1部材と前記第2部材とは、前記対向面の側から接合されている、  
請求項2に記載の電極端子。

50

## 【請求項 4】

前記第 1 部材と前記第 2 部材とは、前記対向面と反対側の非対向面の側から接合されている、  
請求項 2 に記載の電極端子。

## 【請求項 5】

前記第 1 部材は、前記対向面の側において、前記第 3 部材と同一面上に設けられている、  
請求項 1 に記載の電極端子。

## 【請求項 6】

前記第 1 部材は、前記対向面に対して、前記導通部材から離れる方向に向かって部分的に窪んでいる、  
請求項 1 に記載の電極端子。 10

## 【請求項 7】

前記第 1 部材と前記第 2 部材とは、前記第 1 部材が部分的に窪んでいる部分において、前記対向面の側からレーザー接合されている、  
請求項 6 に記載の電極端子。

## 【請求項 8】

前記第 1 部材と前記第 3 部材とは、前記第 1 部材と前記第 2 部材との積層方向において離れている、  
請求項 1 に記載の電極端子。 20

## 【請求項 9】

前記第 3 部材と前記導通部材とは、前記第 1 部材を跨いだ 2 か所以上で接合される、  
請求項 1 に記載の電極端子。

## 【請求項 10】

前記第 1 部材と前記第 2 部材とは、加締め接合されている、  
請求項 1 に記載の電極端子。

## 【請求項 11】

前記第 2 部材と前記第 3 部材とは、クラッド材によって形成されている、  
請求項 1 に記載の電極端子。

## 【請求項 12】

前記第 1 の金属は、銅又は銅合金であり、  
前記第 2 の金属は、アルミニウム又はアルミニウム合金であり、  
負極端子に適用される、  
請求項 1 に記載の電極端子。 30

## 【請求項 13】

前記第 1 部材は、前記対向面を超えて、前記導通部材に近づく方向に向かって突出し、  
前記導通部材は、前記対向面の側において、前記第 1 部材を収容する凹部を備えている、  
請求項 1 に記載の電極端子。

## 【請求項 14】

請求項 1 に記載の電極端子と、  
前記電極端子と電氣的に接続された充放電体と、  
を有する電池。 40

## 【請求項 15】

電池の充放電体と電氣的に接続され、第 1 の金属を含む第 1 部材と、  
前記第 1 部材と接合され、前記第 1 の金属を含む第 2 部材と、  
前記第 2 部材と接合され、前記第 1 の金属とは異なる材質の第 2 の金属を含む第 3 部材と、  
を有し、  
前記第 3 部材は、前記第 1 部材と加締め接合されておらず、 50

前記第 3 部材は、一の前記電池と他の前記電池とを電氣的に接続し前記第 2 の金属を含む導通部材との対向面において、前記導通部材と接合され、

前記第 1 部材、前記第 2 部材及び前記第 3 部材は、前記対向面の側において、隣り合っている、  
電極端子。

【請求項 16】

電池の充放電体と電氣的に接続され、第 1 の金属を含む第 1 部材と、

前記第 1 部材と接合され、前記第 1 の金属を含む第 2 部材と、

前記第 2 部材と接合され、前記第 1 の金属とは異なる材質の第 2 の金属を含む第 3 部材と、

10

を有し、

前記第 3 部材は、一の前記電池と他の前記電池とを電氣的に接続し前記第 2 の金属を含む導通部材との対向面において、前記導通部材と接合され、

前記第 1 部材は、前記対向面の側において、前記第 3 部材よりも前記導通部材の側に突出せず、

前記第 3 部材と前記導通部材とは、前記第 1 部材を跨いで接合される、  
電極端子。

20

30

40

50